



告 示

◆鳥取縣告示第二百四十二號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により氣高郡寶木村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年五月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年五月二十六日より

同 年六月 一 日まで

昭和二十三年五月二十五日
第千九百十一號

火曜日

本音ノナイヤハ國定機器A牌5